第七百四十五条の三第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。
第七百四十五条の五中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。
第七百四十六条の二第二項中「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改める。
第七百五十一条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行前に第五条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一号の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長がした指定は、第五条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一号の規定により都道府県知事がした指定とみなす。

（経過措置）

3　介護保険法施行規則第百四十条の四十第三項又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則第百四十条の四十第三項の規定により届け出なければならないとされている変更後の届出書で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法（平成九年法律第百二十三号）又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の改正による区分の変更を理由として届け出なければならない変更後の届出書は、改正後のそれぞれの法律の相当の規定の区分に応じて、届け出るべき厚生労働大臣等に届け出られたものとみなす。

○厚生労働省令第五十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（予防接種法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に、「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

一　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条の二第二号

二　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十一条第二号

三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）第五条の二第二号

（賃金構造基本統計調査規則の一部改正）

第二条　賃金構造基本統計調査規則（昭和三十九年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第三号に規定する特定独立行政法人等」を「第二条第一号に規定する行政執行法人（次条第一号ヘにおいて「行政執行法人」という。）」に改める。

第五条第一号ヘ中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第三号に規定する特定独立行政法人等」を「行政執行法人」に改める。

（雇用対策法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

一　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第六条の二第七項

二　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第七条の四

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第四条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第百二十条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

（独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年厚生労働省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条の二中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号。以下「研究所法」という。）」を「研究所法」に改め、同条を第一条の四とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　研究所に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究所の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者